

平成二十八年十二月二十日受領  
答弁 第一二一六号

内閣衆質一九二第二二六号

平成二十八年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員本村賢太郎君提出MRワクチンの偏在に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員本村賢太郎君提出MRワクチンの偏在に関する質問に対する答弁書

一及び二について

現時点において、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MRワクチン」という。）については、製造販売業者及び卸売販売業者との連携を密にしてMRワクチンの需給状況の把握に努めており、我が国全体としては、MRワクチンの不足が生じない見込みであると認識しているが、一部の地域や医療機関での偏在等が懸念されると考えている。そのため、厚生労働省としては、都道府県及び医療関係者等に對して「麻しんの広域的発生に伴う乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの供給に係る対応について」（平成二十八年九月九日付け厚生労働省健康局健康課及び結核感染症課事務連絡）を發出し、一部の地域や医療機関でのMRワクチンの偏在等が生じないように必要な対応を依頼しているところであり、MRワクチンの需給状況を踏まえつつ、適切な対応をとるよう引き続き努めてまいりたい。また、各都道府県において、一部の地域や医療機関でのMRワクチンの偏在等に係る地域間の調整を行った上でなお、MRワクチンの供給不足が明らかになった場合には、都道府県、製造販売業者、卸売販売業者等とも協力の上、適切に対応してまいりたい。